清須市地域防災計画

新旧対照表

平成 26 年改正

清須市防災計画 第1章 総則 (H26.2.1 時点)

| | | 現 行 | | | 改 正 案 | |
|----|--|--|-----|---------------------------|---|------------------------|
| P3 | P3 第1節 計画の策定方針 第2 計画の性格及び災害の範囲 1 計画の性格 (追加) | | É | 定過程をはじめなどの参画を拡 | | 法 正 伴 う 修正 |
| P8 | 第2節 防災機関の 第3 指定地方行政 | 業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置 機関 | 1 - | 第 2 節 防災機関の 第 3 指定地方行政 |)業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置 な機関 | |
| | 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 | | 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 | 対策の整 |
| | 東海財務局 | 3 <u>防災上</u> 必要がある場合の管理する国有財産 の無償貸付等の措置に関すること | | 東海財務局 | 3 <u>災害等緊急時に応急措置等のため</u> 必要が ある場合の管理する国有財産の無償貸付等 の措置に関すること | 備 |
| | 東海農政局 | (追加) | | 東海農政局 | 13 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動 を支援する | |
| P9 | 中部経済産業局 | 4 被災地域における生活必需品、災害復旧資 材等の円滑な供給の確保に関すること | | 中部経済産業局 | 4 <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、</u> 関係機関から情報を収集するとともに、必 要に応じて、経済産業省関係部署と関係機 関との連絡調整に関すること | |
| | (追加) | (追加) | | 中部地方環境事務所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う | |

| | 罗 | 見行 | | | 改 正 案 | |
|-----|---------------------------------|---|---|-------------------------------------|---|---------------|
| P13 | 第6 指定地方公共機関 | | 第 | 56 指定地方公共 | 機関 | |
| | 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 | | 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 | 公益 |
| | 社団法人愛知県 医師会 (西名古屋医師 会) | 各) | | 公益社団法人愛 知県医師会 (西名古屋医師 会) | (略) | 社団 法人 化 |
| | 社団法人愛知県 トラック協会 (尾西支部) | 各) | | 一般社団法人愛 知県トラック協会 (尾西支部) | (略) | 一般 社団 法人 化 |
| | 第7 一部事務組合等 | | | 57 一部事務組合 | 等 | _ |
| | 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 | | 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 | 対策の整 |
| | 西春日井広域事 | それぞれの事務に応じた防災上必要な活動 及び市の行う防災活動に対する協力 <u>自加)</u> | | 西春日井広域事 務組合 その他 | 1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動 及び市の行う防災活動に対する協力 2 尾張中北消防指令センターを整備し、消防 通信指令事務の共同運用に関すること | 備 |
| | | | | | | |

清須市防災計画 第2章 風水害等災害·地震災害予防計画 (H26.2.1 時点)

| | 現 行 | 改正案 | |
|-----|---|---|-------|
| P40 | 第2節 応急活動体制の整備・強化 第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化 2.基本方針 (略) 第3に「大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を 行う緊急消防援助隊の受援体制の確立」で、大規模な災害が発 生し <mark>県内外</mark> からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警 察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・ 集積に必要となる活動拠点について、関係機関と調整の上、確 保に努めるものとする。 | 第2節 応急活動体制の整備・強化 第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化 2. 基本方針 (略) 第3に「大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う 緊急消防援助隊の受援体制の確立」で、大規模な災害が発生し国等 からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めと する応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動 拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努 めるものとする。 | 対の備 |
| P43 | 第3節 被害の軽減・防止 第3 地盤災害予防対策 2. 基本方針 第2に「液状化に関する情報公開や対策工法のPR強化等に よる液状化対策工法の実施促進」 <u>、</u> | 第4節 被害の軽減・防止 第3 地盤災害予防対策 2. 基本方針 第2に「液状化に関する情報公開や対策工法のPR強化等による 液状化対策工法の実施促進」として、国から示されている「液状化 地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度 の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民 等に周知徹底を図ること。また、地盤条件により発生の危険性が大 きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行 う。 | 対策の理 |
| P48 | 第4節 都市公共施設の災害対応力の強化 第1 市の施設並びにその他公共公益施設 1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点(略) ■ 電気・ガス・水道及び電話停止時の代替設備確保の重要性 | 第4節 都市公共施設の災害対応力の強化 第1 市の施設並びにその他公共公益施設 1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点(略) ■ 電気・ガス・上下水道及び電話停止時の代替設備確保の重要性 | 表記の整理 |

| | 現 行 | 改 正 案 | |
|-----|---|--|-------|
| P48 | 2. 基本方針 (略) 第4に「電気・ガス・<u>水道</u>の供給停止に対する備えの整備・ 強化」 | 2. 基本方針 (略) 第4に「電気・ガス・ <u>上下水道</u> の供給停止に対する備えの整備・ 強化」 | 表記の整理 |
| P49 | 第2 ライフライン施設 1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略) ■ 電気・ガス・ <u>水道</u> 及び電話停止時の代替サービス供給の重要性 ■ 電気・ガス・ <u>水道</u> 及び電話停止時の代替設備確保の重要性 | 第2 ライフライン施設 1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点(略) ■ 電気・ガス・上下水道及び電話停止時の代替サービス供給の重要性 ● 電気・ガス・上下水道及び電話停止時の代替設備確保の重要性 | 表記整理 |

現 行

- 第5節 安全避難の環境整備
- 第2 避難誘導体制及び避難所運営体制の整備
 - 2. 基本方針

P53

清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「洪水時」「大 規模地震もしくは市街地大火発生時」の2つの場合における、 避難誘導体制の整備を以下のとおり総合的に進める。すなわ ち、第1に「災害の種別に応じた緊急避難の指示・連絡のため の情報伝達体制の確立」、第2に「地理不案内な来訪者の安全 避難を支援するとともに、夜間発生時における適切な避難誘導 のための標識・案内図・非常街路灯・照明器具その他備品類等 の整備」、第3に「適切な避難誘導を行うための関係機関・団 体等との連携の強化」、第4に「高齢者・障害者その他の災害 時要援護者の安全避難支援体制の確立」、

īF 案 改

- 第5節 安全避難の環境整備
- 第2 避難誘導体制及び避難所運営体制の整備
 - 2. 基本方針

清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「洪水時」「大規|対策 模地震もしくは市街地大火発生時」の2つの場合における、避難誘し 導体制の整備を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「災 | 備 害の種別に応じた緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確 立」として、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交 通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という 基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事務所等に 対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物 資の備蓄等を促すものとする。第2に「地理不案内な来訪者の安全 避難を支援するとともに、夜間発生時における適切な避難誘導のた めの標識・案内図・非常街路灯・照明器具その他備品類等の整備」、 第3に「適切な避難誘導を行うための関係機関・団体等との連携の 強化」として、社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者 を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の 多様な主体と協力体制を図るものとする。第4に「高齢者・障害者 その他の災害時要援護者の安全避難支援体制の確立」として、災害 時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、 自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サ ービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得なが ら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者 との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強 化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練 の実施を一層図るものとする。

の整

| | 現 行 | 改正案 | |
|-----|--|--|------|
| P68 | 第11節 防災基礎体力の向上 第1 地域・組織 2. 基本方針 (略) 第4に「ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の 推進」を図る。 | 第11節 防災基礎体力の向上 第1 地域・組織 2.基本方針 (略) 第4に「ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進」として、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。 | 対策の備 |
| P72 | 第12節 災害時要接護者等の安全環境整備 2. 基本方針 (略) すなわち、第1に「災害時要援護者の状況把握、緊急警報システムの整備、応援協力体制の整備、防災教育・防災訓練の実施による在宅者対策」、 (略) 第7に「近隣もしくは遠隔地市町村との相互応援協定の締結」を図ることにより総合的に災害時要援護者等の環境整備を行う。 (追加) | 第12節 災害時要援護者等の安全環境整備 2. 基本方針 (略) すなわち、第1に「災害時要援護者の状況把握、緊急警報システムの整備、応援協力体制の整備、防災教育・防災訓練の実施による在宅者対策」として、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。 (略) 第7に「近隣もしくは遠隔地市町村との相互応援協定の締結」を図ることにより総合的に災害時要援護者等の環境整備を行う。第8に「帰宅困難者支援体制の整備」として、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。 | 対の理 |

| | 現 行 | 改正案 |
|-----|--|---|
| P73 | 3 施策の体系 災害時要援護者等の安全環境整備 (略) <u>(追加)</u> | 3 施策の体系 災害時要援護者等の安全環境整備 (略) <u>帰宅困難者支援対策</u> |

清須市防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画 (H26.2.1 時点)

| | 現 行 | 改正案 |
|------|--|---|
| P107 | 第4節 災害広報第1 災害広報体制の確立1 災害広報体制(略) | 第4節 災害広報第1 災害広報体制の確立1 災害広報体制(略)対策 |
| | 役割項目手順その他必要事項広報活動班の編成(略)(6)携帯電話による情報提供 (略) | 役割項目 手順その他必要事項 広報活動班の編成 (略) (6)携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。) (略) |
| P113 | 4 市職員の口頭での伝達 (略) | 4 市職員の口頭での伝達 (略) |
| | 利用する場合(事例) 緊急伝達 | 利用する場合(事例) 緊急伝達 |

現 行

改 正 案

P118 第5節 避難及び避難所の設置

第1 避難の勧告・指示

3 避難勧告・指示の時期

避難準備情報の発表基準(原則)

市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や 気象状況などから判断して、避難を要する状況になる可能性がある と判断した場合に、避難準備情報を発令する。

- 出動水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想雨量が 30mm を超える場合。
- 新川:水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。
- 庄内川: 枇杷島観測所の水位が 6.3mに達したとき。
- 五条川:春日観測所の水位が 4.6mに達したとき。

(追加)

避難勧告の発令基準 (原則)

市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に おいて、人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要が あると認められるときに発令する。

- 警戒水位に達し、かつ、1 時間に 30mm を超える雨を観測した とき。
- 新川:水場川観測所の水位が 4.8mに達したとき。
- 庄内川: 枇杷島観測所の水位が 7.8mに達したとき。
- 五条川:春日観測所の水位が5.0mに達したとき。

(追加)

第5節 避難及び避難所の設置

第1 避難の勧告・指示

3 避難勧告・指示の時期

避難準備情報の発表基準 (原則)

市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇 や気象状況などから判断して、避難を要する状況になる可能性が あると判断した場合に、避難準備情報を発令する。

- 出動水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想雨量が 30mm を超 える場合。
- 新川:水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。
- 庄内川: 枇杷島観測所の水位が 6.3mに達したとき。
- 五条川:春日観測所の水位が 4.6mに達したとき。
- 気象等特別警報が発令されたとき。

避難勧告の発令基準 (原則)

市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に おいて、人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要が あると認められるときに発令する。

- 警戒水位に達し、かつ、1時間に 30mm を超える雨を観測したとき。
- 新川:水場川観測所の水位が 4.8mに達したとき。
- 庄内川: 枇杷島観測所の水位が7.8mに達したとき。
- 五条川:春日観測所の水位が5.0mに達したとき。
- 気象等特別警報が発令されたとき。

対策 の整 備

対策 の整 備

| | 現 行 | 改正案 | |
|------|---|---|-------|
| P120 | 4 避難勧告・指示の伝達 (2) 関係機関への通報及び相互連絡 (追加) | 4 避難勧告・指示の伝達 (2) 関係機関への通報及び相互連絡 (5) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又 は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れ について、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県 との協議を県に要求する。 | 対策の整備 |
| P127 | 第3 避難所の開設・運営 6 運営上の留意事項 (5) 良好な生活の確保 (略) (追加) | 第3 避難所の開設・運営 6 運営上の留意事項 (5) 良好な生活の確保 (略) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する 理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難 所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリ ーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合と の災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を 通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するな ど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。 | 対整備 |
| P136 | 第9節 医療・助産 (医療救護) 基本的な考え方 (略) ② 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送 体制と医療連携ネットワークの確立を図る。 | 第9節 医療・助産 (医療救護) 基本的な考え方 (略) ② 地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るととも に、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬 送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。 | 対策の整備 |

| | | | 現 行 | | | 改正 | 案 | |
|------|----|--|---------------------------|----|---|---|--|------|
| P137 | 1 | 実施体制 | | 1 | 実施体制 | | | |
| | | 項目 | 手順その他必要事項 | | 項目 | | 他必要事項 | 対策の整 |
| | | (追加) | | | <u>西春日井歯科</u> | ① 災害時医療救護② 市の地域内の被 | <u>体制確立の要請</u> と害状況に関する情報 | 理 |
| | | | | | <u>医師会への連</u> <u>絡</u> | <u>の提供</u> ③ 市災害対策本部 情報の提供 | 『体制の現況に関する | |
| | | | | | | 117 IN - 300 V | | |
| P146 | | 0節 食品の供 | | | 0節 食品の供 | | | |
| | | 食品の応急供 (3) 食品の確保 | | | 食品の応急供 | | | 要領 |
| | ` | ② 炊き出し | 用として米穀(精米)を確保する手続き図(| | ② 炊き出し | 用として米穀(精米) | を確保する手続き図(災害 | の修 |
| | | 救助法又は | 国民保護法適用時 <u>(追加)</u>) | | | 国民保護法適用時 <u>「愛</u> 買い入れ・販売等に関 | 知県応急米穀取扱要領 <u>」及</u> 引する基本要領 <u>」</u>) | 更新 |
| P147 | | 市民等への食 | 品供給の実施 | 2 | 11.201 | 品供給の実施 | | |
| | (1 | 1)食品の給与① 給与食品 | | | 食品の給与 給与食品 | | | 対策の整 |
| | 1 | | 幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク ス | 等の | | | 炊、おじや、粉ミルク等の | 理 |
| | | きゅう (追加) | ~v∘ | | | - 9 | まし、食品を供給する。 | |

現 行 改 īF 案 P168 第15節 帰宅困難者対策 第15節 帰宅困難者対策 1 方針 1 方針 (略) (略) このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発 このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発し対策 災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行 災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行しの整 い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の「備 扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰 扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策を とるものとする。 宅させる。 2 対策 2 対策 (1) 市民、市内事業所等への啓発 (1) 公共交通機関が停止した場合 対策 (2) 避難所対策、救援対策 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困 の整 難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動 (3) 安否確認手段の確保 を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る とともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う ものとする。 (2) 関係機関との連携 企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒 歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなど の支援ステーションの情報提供に努める。 (3) 市民、市内事業所等への啓発 (4) 避難所対策、救援対策 (5) 安否確認手段の確保

| | 現 行 | 改 正 案 | |
|------|--|---|--------------|
| P169 | 第16節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略) ② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することがで きる処理施設多数かつ迅速に確保する。 | 第16節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略) ② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することがで きる処理施設を <mark>愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て</mark> 多数 かつ迅速に確保する。 | 対策の整理 |
| P170 | 3 遺体の処理(略)② 市は、遺体について医師に<u>依頼して</u>死因その他の医学的検査を<u>実施する。</u> | 3 遺体の処理(略)② 市は、遺体について医師による死因その他の医学的検査を受ける。 | 対策の整理 |
| P209 | 第24節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策 5 LPガス(プロパンガス)施設 (1) 災害時における復旧対策 災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、社団法人愛知県エルピーガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講じる (略) (3) 応援協力関係 社団法人愛知県エルピーガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、社団法人工ルピーガス協会を通じて他の都道府県の社団法人LPガス協会に応援を要請する。 | 第24節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策 5 LPガス(プロパンガス)施設 (1) 災害時における復旧対策 災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講じる。 (略) (3) 応援協力関係 一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。 | 一社法化 一社法化般団人 |

| | 現 行 | 改正案 | |
|------|---|---|-------|
| P213 | 第25節 ボランティアの受入れ 3 <u>地域ボランティア支援本部</u> の編成 <u>地域ボランティア支援本部</u> の構成は、そのつど市社会福祉協議会 (ボランティアセンター) 責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。 | | 表記の整理 |
| | 4 ボランティアの受入れ ① 地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ(受付、需給調整など)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 (略) ③ 活動内容は、そのつど各部長が決めるが概ね以下のとおりとする。 ア 地域ボランティア支援本部を通じて行うもの(略) ⑤ ボランティアの受入の流れ | 4 ボランティアの受入れ ① <u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ(受付、需給調整など)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 (略) ③ 活動内容は、そのつど各部長が決めるが概ね以下のとおりとする。 ア <u>災害ボランティアセンター</u>を通じて行うもの(略) ⑤ ボランティアの受入の流れ | |
| P240 | 第35節 災害救助法の適用 2 対策 (3) 職権の一部委任 災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、県が実施 機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救 助法第30条及び同法施行令第23条により、知事より救助の委任 の通知を受けた市長は、委任された救助を実施する。 | 第35節 災害救助法の適用 2 対策 (3) 職権の一部委任 災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事より救助の委任の通知を受けた市長は、委任された救助を実施する。 | 法正よ修正 |

清須市防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 (H26.2.1 時点)

| | 現 行 | 改 正 案 | |
|------|--|--|-------|
| P264 | 第11節 医療救護 基本的な考え方 (略) ② 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送 体制と医療連携ネットワークの確立を図る。 | に、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬 の | 対策の整備 |
| P271 | 第18節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略) ② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設多数かつ迅速に確保する。 | 第18節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略) ② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することがで きる処理施設を <mark>愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て</mark> 多数か つ迅速に確保する。 | |

清須市防災計画 第5章 東海地震に関する事前対策(H26.2.1 時点)

| 現 行 | 改正案 | |
|---|------------------------------|---------|
| P302 第4 発災に備えた直前対策 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 (3) ガス ② 社団法人愛知県エルピーガス協会は、警戒宣言が発せられた 場合、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡 してある広報内容により、LP ガスの具体的な安全措置に関する 広報を依頼する。 | 場合、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡 | 一般 社法 化 |

清須市防災計画 第7章 風水害等災害·地震災害復旧計画 (H26.2.1 時点)

| | 現 行 | 改正案 | |
|------|--------------------------|------------------------------------|----|
| P330 | 第1節 市民生活安定のための緊急措置 | 第1節 市民生活安定のための緊急措置 | |
| | 第1 被災者の生活確保 | 第1 被災者の生活確保 | 表記 |
| | 4 援護資金・住宅資金等の貸付 | 4 援護資金・住宅資金等の貸付 | の整 |
| | (3) 災害復興住宅融資 | (3) 災害復興住宅融資 | 理 |
| | 住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資制度であ | <u>独立行政法人</u> 住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資 | |
| | る。 | 制度である。 | |
| | | | |